

東金市生活排水処理基本計画 (令和7～16年度)

令和6年10月

千葉県東金市

目 次

第1章 東金市の地域概要	
1 地理・気候	1
2 人口の推移	1
3 産業	2
4 土地の利用状況	2
5 将来計画	3
第2章 生活排水処理の現況	
1 生活排水処理体系	4
2 生活排水処理施設の整備概況	
(1) 公共下水道	5
(2) 農業集落排水	5
(3) 合併処理浄化槽	6
(4) 単独処理浄化槽	6
(5) くみ取り便所	6
3 清掃事業の歴史（排水処理事業）	7
4 水質保全に関する状況	8
第3章 基本方針	
1 本計画の位置づけ	9
2 諸計画との関係	9
3 処理対象及び計画対象区域	9
4 生活排水処理に係る理念・目標	9
5 生活排水の処理主体	10
6 生活排水処理施設整備に関する基本方針	10
7 目標年次	10
第4章 生活排水処理基本計画	
1 生活排水処理状況	
(1) 生活排水処理形態別人口	11
(2) 生活排水処理形態別処理量	12
(3) 排出原単位（1人1日平均排出量）	12

2	し尿及び浄化槽汚泥の処理状況	
	(1) 収集運搬形態	1 2
	(2) し尿収集加入件数	1 3
3	生活排水処理形態別の取組目標と人口及び処理量等の予測	
	(1) 公共下水道	1 3
	(2) 農業集落排水	1 4
	(3) 合併処理浄化槽	1 4
4	生活排水処理の目標値	
	(1) 生活排水の処理目標	1 7
	(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	1 7
5	広報及び啓発活動	1 7

第1章 東金市の地域概要

1 地理・気候

本市は、都心から約50～60km、千葉県ほぼ中央に位置し、平坦な九十九里平野となだらかな起伏の下総台地に跨る総面積89.12k㎡の市である。

北西部の下総台地は、表層を関東ローム層に覆われ、山武杉を中心とした森林地帯と台地に入り込む谷によって形成されている。南東部には、九十九里海岸の後退によって形成された広大な平野に、良好な水田が広がっている。

河川は、市内に作田川、真亀川、南白亀川の3水系があるが、ほとんどの地域が真亀川水系に含まれている。

気候は、黒潮の影響を受けた温暖多湿な海洋性気候である。

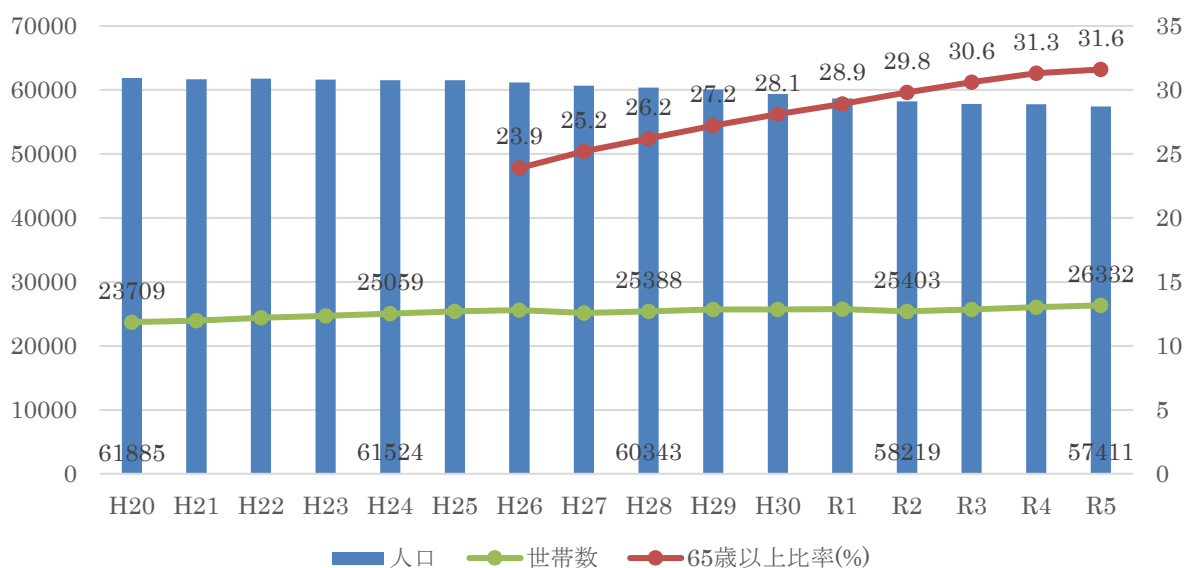
2 人口の推移

本市の人口は、平成20年度の61,885人をピークに年々減少しており、令和5年度は57,411人となっている。区域別では、市街地周辺の主に公共下水道により生活排水を処理している区域では、平成26年以降、ほぼ増減なく約27,500人を維持しているが、農業集落排水及び浄化槽の区域における人口減少が著しい。一方で、世帯数においては、核家族化の影響などもあり増加を続けている。

また、65歳以上の人口比率は、平成26年度の23.9%に対し、令和5年度は31.6%となり、年間の出生数も平成26年度の434人に対し、令和5年度は238人となるなど、少子高齢化が進行している。

(資料：令和5年度版東金市統計書)

人口と世帯数及び65歳以上比率の推移



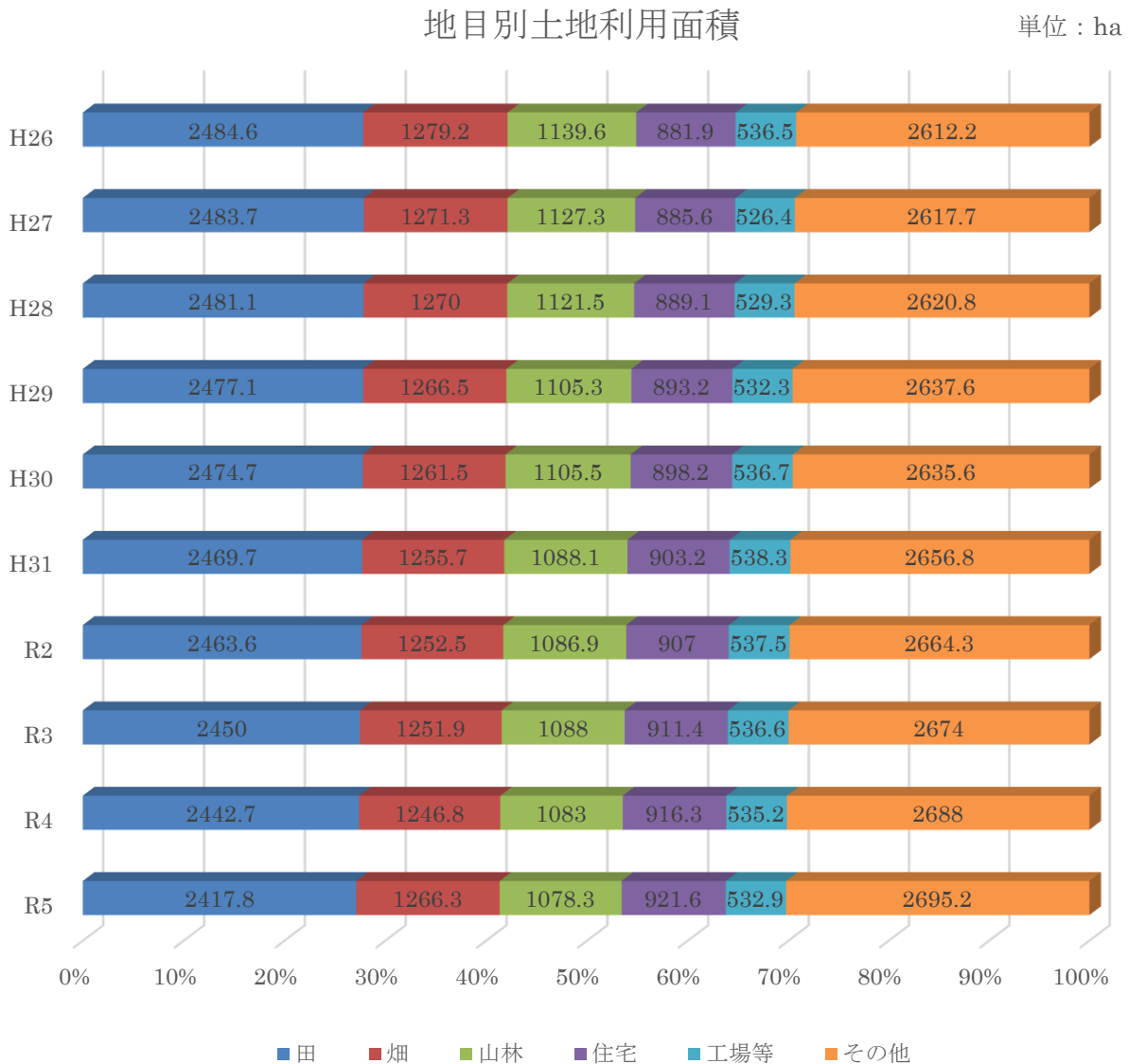
3 産業

本市は、古くは江戸時代から、御成街道沿いに宿場町と問屋街が形成され、物流の集散地として、九十九里地域の中核都市に発展した。

現在は国道 126 号や千葉東金道路、首都圏中央連絡自動車道が結節する広域交通ネットワークの要衝であり、その利便性から、卸売業・小売業の従事者が多く、商業都市としての性格が比較的強い。また、製造業がこれに次ぎ、東金インターチェンジ付近に整備された千葉東テクノグリーンパークや工業団地等への企業立地が貢献していると考えられる。

4 土地の利用状況

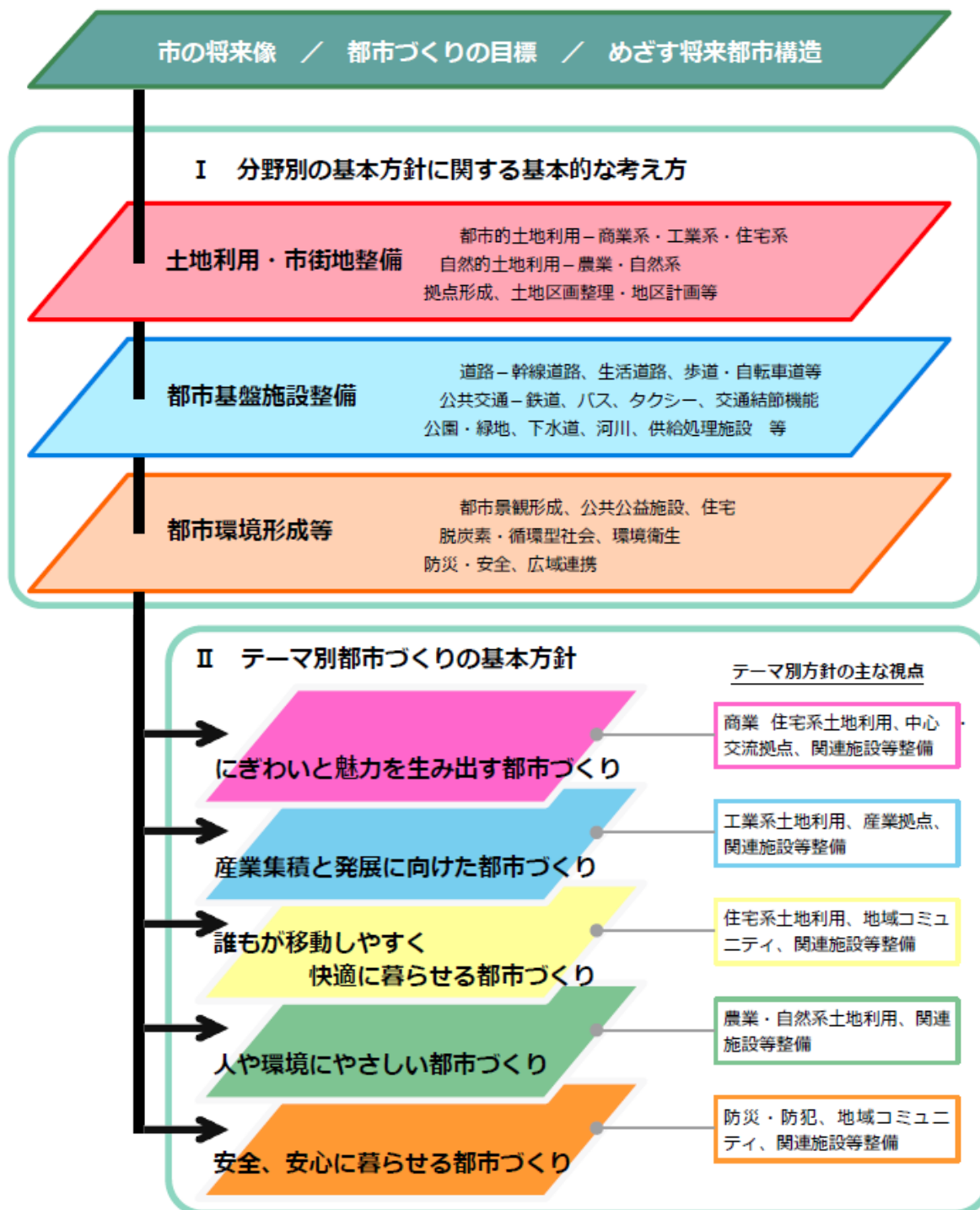
本市の土地利用は、南東部の平坦な地形において稲作、北西部の台地において畑作が多く行われており、田畑が市域全体の約 40%を占めている。これに山林を加えると、市域の半分以上を超える。住宅や工場等の宅地面積は約 16%程度だが、田畑及び山林の面積がわずかに減少してきている一方で、住宅地の割合は増加傾向にある。



5 将来計画

本市の将来に亘る開発計画に関連する取り組みについて、都市づくりの基本方針の構成を下表に示す。項目ごとの内容は、東金市第二次都市計画マスタープランによるものとする。

「都市づくりの目標」と「めざす将来都市構造」を実現するため、都市づくりの基本方針は、下図のように「分野別の基本方針に関する基本的な考え方」と「テーマ別都市づくりの基本方針」の2つにより構成します。

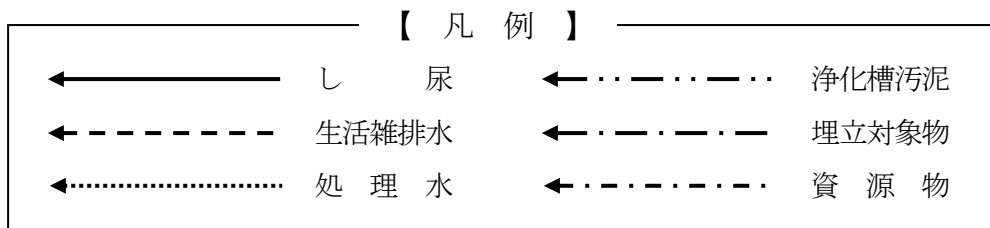
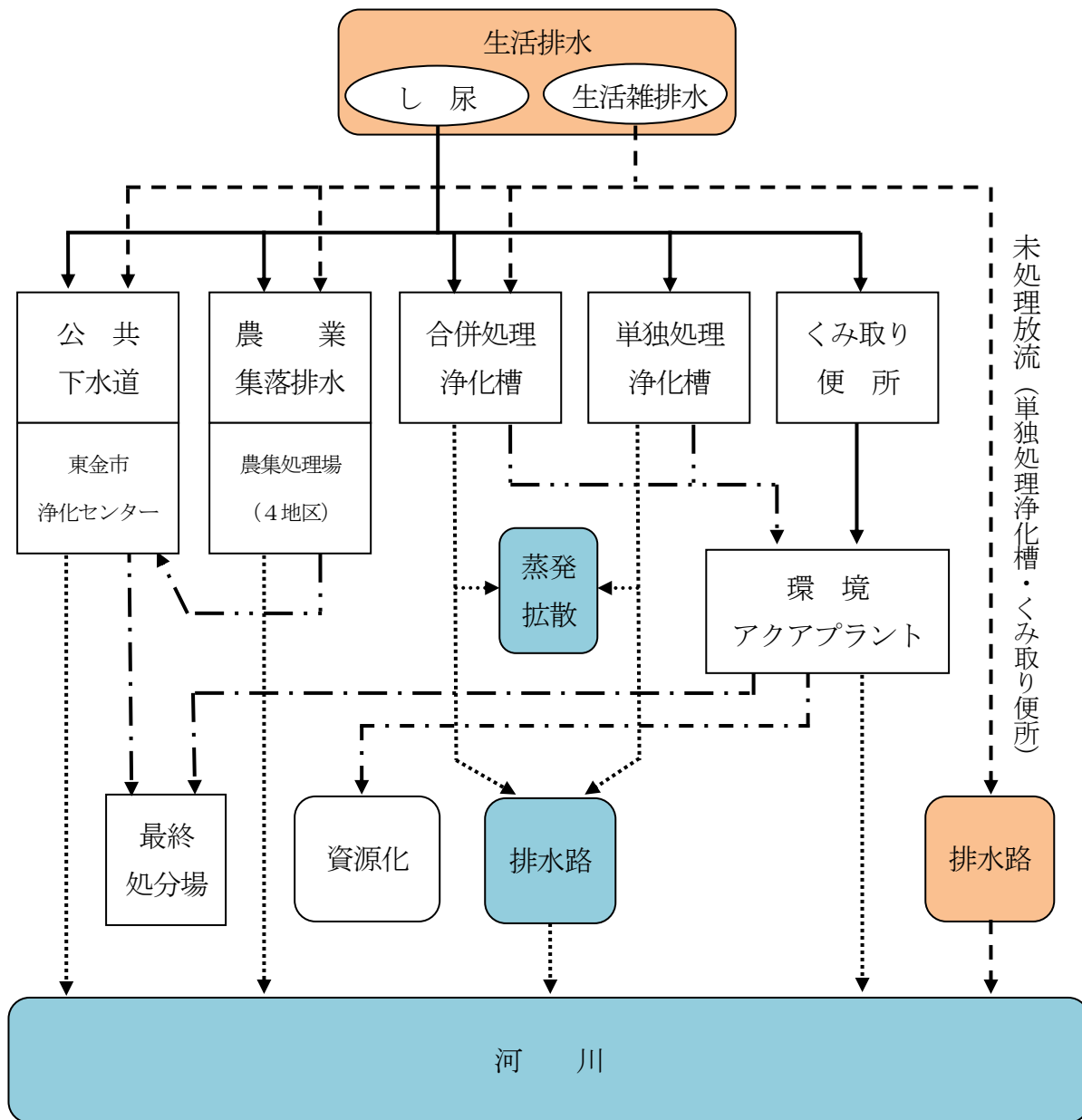


出典：東金市第二次都市計画マスタープラン

第2章 生活排水処理の現況

1 生活排水処理体系

本市の生活排水処理体系は下図に示すとおりである。



2 生活排水処理施設の整備概況

本市は、市の中心部である市街地周辺等に公共下水道、農業振興地域のうち上谷地区、嶺南・正気西部地区、松之郷地区及び福岡地区の4地区で農業集落排水施設を整備し、集合処理により生活排水を処理している。

その他の区域は、浄化槽処理促進区域として、合併処理浄化槽による個別処理を推進しているが、依然として多くの単独処理浄化槽及びくみ取り便所が残存しており、生活雑排水が未処理のまま水路等へ放流されていることが、水質汚濁の一因となっている。

(1) 公共下水道

昭和50年度より市街地等にて施設整備を始め、昭和59年度に供用を開始した。令和5年度末までに806.8haの区域で供用開始している。また、用途地域内で家屋等がなく、管渠整備が不要である区域及び東金市浄化センター周辺、みのりの郷東金、城西国際大学などの区域外流入地域である66.8haについては既整備区域とする。

令和4年度に東金市污水適正処理構想の見直しを行い、人口減少などの要因により一部の区域を浄化槽による個別処理の区域に変更し、全体計画区域を955.7haに縮小した。

項目	R5（実績）
全体計画区域	955.7ha
全体計画区域内人口	27,300人
既整備区域	873.6ha
供用開始区域内人口	23,974人
計画区域内の污水処理人口普及率	87.8%
接続人口	22,198人
水洗化（接続）率	92.6%

(2) 農業集落排水

平成7年度より農業振興地域にて整備を始め、平成10年度に上谷地区において供用開始したことに始まり、嶺南・正気西部地区、松之郷地区、福岡地区を順次供用開始した。令和5年度末までに4地区234haの区域で供用開始している。

項目	R5（実績）
既整備区域	234ha
既整備区域内人口	3,950人
区域内の污水処理人口普及率	100%
接続人口	3,360人
水洗化（接続）率	85.1%

(3) 合併処理浄化槽

浄化槽法の改正により、平成 13 年から単独処理浄化槽の新規設置が禁止され、公共下水道及び農業集落排水の区域以外においては原則として合併処理浄化槽による生活排水処理を推進している。

単独処理浄化槽またはくみ取便所から合併処理浄化槽への転換を行う場合に交付している浄化槽設置整備事業補助金について、令和 4 年度から配管費を補助対象とするなど、補助金額及び補助基数を大幅に拡充して、合併処理浄化槽の普及促進を行っている。

国においても、平成 28 年に発表した汚水処理施設の 10 年概成に向け、浄化槽の整備が遅れていることを課題としている一方で、人口減少社会において集合処理の整備が進まないことによる遅れを、早期に打開するための有効な施策として、また、災害に強いという観点からも、合併処理浄化槽の普及に重点が置かれている。

項目	R5 (実績)
浄化槽処理促進区域人口	28,654 人
整備人口	15,588 人
区域内の汚水処理人口普及率	54.4%

(4) 単独処理浄化槽

平成 13 年の浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新規設置は禁止されたが、本市には依然として多くの単独処理浄化槽が残っており、これらの家庭が台所や風呂等から排出する生活雑排水を、未処理のまま公共用水域に放流していることが、水質汚濁の主要な原因となっている。

合併処理浄化槽への転換工事に対して補助金を交付するなど、転換促進を行っていることにより減少しているが、老朽化や破損による処理機能不全も懸念されており、合併処理浄化槽への早期転換を図る必要がある。

項目	R5 (実績)
浄化槽処理促進区域人口	28,654 人
使用人口	7,994 人
基数	3,535 基
使用割合	27.9%

(5) くみ取り便所

単独処理浄化槽と同様に、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されるため、汚水処理施設への転換促進が課題となっている。単独処理浄化槽と同様の理由に加え、生活様式の変化により、年々減少している。

項目	R5 (実績)
浄化槽処理促進区域人口	28,654 人
使用人口	5,072 人
基数	2,240 基
使用割合	17.7%

3 清掃事業の歴史 (排水処理事業)

年月日	内容
昭和 36. 5	し尿処理組合設立 (東金市、大網白里町、九十九里町、成東町、松尾町)
昭和 37. 8	し尿処理施設建設 (家徳) 5,556 千円 36kl/日 (36,000 人/日) 36kl/日処理の消化処理 (1次) 散布ろ床方式 (2次) 運転開始
昭和 39.11	東金市他四町衛生組合 (東金市、大網白里町、九十九里町、松尾町) に変更
昭和 42.10	し尿処理施設を改良 (加温式ばっき方式) 市内: バキューム車 2 台
昭和 43. 4	山武郡市衛生組合設立
昭和 47. 8	山武郡市広域行政組合設立
昭和 50. 3	下水道事業の許可を受ける (下水道課) (S50.3.15)
昭和 51. 4	し尿処理収集料金体系が定額制から従量制へ変更
昭和 52. 2	し尿処理施設を改良「環境管理センター」へ改名 (酸化処理施設+3次処理施設) 120kl/日
昭和 58. 4	家庭用雑排水処理槽設置補助事業開始
昭和 60. 3	公共下水道供用開始 (下水道課) (S60.3.20)
平成 2. 4	合併処理浄化槽設置補助事業開始 (環境保全課)
平成 4. 4	「東金市排水処理基本計画」策定
平成 7. 4	農業集落排水事業を公告する (農政課)
平成 10. 4	農業集落排水施設 (上谷地区) 供用開始 (農政課) (H10.4.1)
平成 11. 4	新し尿処理施設「環境アクアプラント」運転開始 (高負荷脱窒素処理+高度処理) 245kl/日
平成 12. 4	農業集落排水施設 (嶺南・正気西部地区) 供用開始 (農政課) (H12.4.1)
平成 16. 4	農業集落排水施設 (松之郷地区) 供用開始 (農政課) (H16.4.1)
平成 17. 4	組織改編により汚水 3 事業 (公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業) を 下水対策課所管に統一
平成 21. 3	し尿処理施設 (中間処理) で発生する乾燥汚泥の肥料登録 「アクアの乾燥汚泥」として登録 (H21. 4 月から配布開始)

平成 21. 4	農業集落排水施設（福岡地区）供用開始（H21.4.1）
平成 22. 1	「東金市生活排水処理基本計画」改定
平成 26. 4	合併処理浄化槽維持管理費補助事業を開始
平成 29. 4	農業集落排水処理施設より発生する汚泥を東金市浄化センターで処理開始
令和 4. 4	合併処理浄化槽設置補助事業の対象経費に、配管費を拡充
令和 5. 4	「東金市污水適正処理構想」を改定
令和 5. 4	浄化槽処理促進区域を指定

4 水質保全に関する状況

本市の河川は、作田川、真亀川、南白亀川の3水系があるが、ほとんどの地域が真亀川水系に含まれている。真亀川の上流部の水質測定地点は幸田橋であり、概ね環境基準を満たしているが、稀に環境基準値を超過することがある。

測定項目	環境基準 (mg/L)	H29	H30	R1	R2	R3	R4
BOD	5以下	3.8	6.6	3.9	3.3	2.6	2.7
DO	5以上	7.9	9.5	6.9	7.9	7.5	7.8
SS	50以下	7	10	6	11	7	13

BOD：バクテリアにより有機物分解を行う際に必要とされる酸素量

下水中の有機生物は多種多様で直接定量化することが困難なため、間接的に
定量する方法

DO：水中に溶解している酸素量

SS：水中に浮遊している溶解しない物質で粒径2mm以下のもの

(資料：千葉県環境白書)

第3章 基本方針

1 本計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村は「一般廃棄物処理基本計画」の策定義務がある。同計画は「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」の2つの計画により構成される。

本市の同計画は、「ごみ処理基本計画」については東金市外三市町清掃組合が策定しており、本計画は「生活排水処理基本計画」として策定し、本市の汚水処理施設整備等における基本的な方針となる『東金市汚水適正処理構想』と合わせて、公共用水域の水質改善と良好な水環境を保全するため、生活排水処理対策を推進する。

2 諸計画との関係

本計画は、東金市第4次総合計画及び東金市第2次都市計画マスタープランに掲げる本市のまちづくりの理念のもと、東金市汚水適正処理構想及び山武郡市広域行政組合が策定している広域的な生活排水処理基本計画との整合を図り、本市と山武郡市広域行政組合とが一体となって水質汚濁の防止及び水環境の保全を推進するものである。

3 処理対象及び計画対象区域

本計画における処理対象は、一般家庭や集合住宅、事業所などから排出される生活排水とする。計画対象区域は東金市全域とし、以下に示す3つの処理形態による生活排水の適正処理を検討する。

- ・ 公共下水道
- ・ 農業集落排水
- ・ 合併処理浄化槽

4 生活排水処理に係る理念・目標

公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法が施行されて以来、工場や事業所からの産業系排水を中心として排出負荷量が削減されてきた。一方で家庭からの生活排水については、未だに単独処理浄化槽やくみ取り便所を利用し、生活雑排水をそのまま公共用水域に放流している世帯も多く残っており、これらの生活雑排水が水質汚濁の主要な原因となっている。

本市を流れる作田川、真亀川、南白亀川を代表する河川は、最終的には太平洋に注いでいるため、市内の水環境の保全は、海域の自然環境の保護にも寄与するものである。

水環境の保全には適切な生活排水処理が重要であるため、生活排水対策の必要性、重要性について啓発するとともに、東金市第4次総合計画のまちづくりの柱である「街・道・自然が織り成す市域を創る」といった理念のもと、東金市第2次環境基本計画の基本目標に掲げる「良好な生

活環境を守るまち」を達成し、衛生的な市民生活を実現するため、汚水処理施設の早期概成に向けて、計画的に事業を推進するものとする。

5 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、下表のとおりである。

区分	処理主体
公共下水道の整備・運営	東金市
農業集落排水の整備・運営	東金市
合併処理浄化槽の整備・維持管理	個人等
し尿処理施設の整備・運営	山武郡市広域行政組合
し尿の収集運搬	山武郡市広域行政組合（委託）
浄化槽汚泥の収集運搬	山武郡市広域行政組合・許可業者

6 生活排水処理施設整備に関する基本方針

生活排水処理対策として、市民に対し生活排水処理の重要性について積極的に啓発するとともに、生活排水処理施設を逐次整備していくことが重要である。

施設整備についての基本方針は次のとおりとする。

- ① 公共下水道の計画区域においては、公共下水道による生活排水処理の早期実現を目指し整備を推進する。また、整備区域内で未接続の家庭については、公共下水道についての理解と協力を求め、早期接続を推進する。
- ② 農業集落排水の既整備区域においては、農業集落排水による生活排水処理の早期実現のため、農業集落排水についての理解と協力を求め、早期接続を推進する。
- ③ 浄化槽処理促進区域においては、個人または共同で合併処理浄化槽を設置する。
- ④ 浄化槽処理促進区域において単独処理浄化槽やくみ取り便所を設置している住宅については、浄化槽設置整備事業補助金を活用しながら、合併処理浄化槽への早期転換を促進する。

7 目標年次

本計画による目標年次は、令和7年度から令和16年度までの10年間とする。

なお、山武郡内の市町村における、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬及び最終処分を一括して行っている山武郡市広域行政組合においても生活排水処理基本計画を策定しており、目標年度を令和11年度としていることから、当該計画等との比較検討を行うため、また、進捗状況等の点検や前提条件等に大きな変更があった場合の見直しを行うため、令和11年度を中間目標年度として設定する。

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理状況

(1) 生活排水処理形態別人口

本市の計画処理区域内人口は、令和元年度から令和5年度までに1,345人(2.3%)減少している。一方で、公共下水道及び農業集落排水への接続に係る普及啓発により接続人口は向上している。浄化槽処理促進区域においては、人口減少の影響を受け、水洗化・生活排水処理人口は減少しているものの、合併処理浄化槽への転換の推進により、人口比の整備割合は向上している。

これにより、単独処理浄化槽及びくみ取り便所の利用者は、令和元年度から令和5年度までに1,248人(8.1%)減少した。

汚水処理人口普及率は、令和元年度から令和5年度までに1.16%増加し、76.91%となった。しかしながら、東金市汚水適正処理構想(短期的な整備・運営管理計画(アクションプラン))において令和6年度の目標値を82%としており、計画と比して遅れている状況である。

(単位：人)

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
計画処理区域内人口※		57,923	57,451	56,963	56,868	56,578
水洗化・生活雑排水処理人口	公共下水道	21,971	22,010	22,076	22,204	22,198
	農業集落排水	3,278	3,288	3,307	3,336	3,360
	合併処理浄化槽	17,193	17,042	16,818	16,720	16,787
	うち公共・農集区域内	1,481	1,436	1,360	1,295	1,199
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	9,521	9,278	9,061	8,952	8,694
非水洗化人口(くみ取り便所)	5,960	5,833	5,701	5,656	5,539	

※計画処理区域は市内全域である。

(単位：%)

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
汚水処理人口普及率	東金市	75.75	76.10	76.41	76.52	76.91
	千葉県	88.6	89.5	90.1	90.6	—
	全国	91.4	92.1	92.6	92.9	—
	同規模団体	86.6	87.1	88.0	88.5	—

(2) 生活排水処理形態別処理量

本市の環境アクアプラントによるし尿処理量（くみ取り便所）は、令和元年度から令和5年度までに318kL/年（18.1%）減少している。浄化槽汚泥処理量は、令和元年度から令和5年度までに143kL/年（1.9%）減少している。

(単位：kL/年)

区分		年度	R1	R2	R3	R4	R5
年 量	し尿量		1,755	1,629	1,632	1,514	1,437
	浄化槽汚泥量		8,366	8,862	8,453	8,396	8,145
		環境アクアプラント処理分	7,422	7,810	7,430	7,441	7,279
		自区域内処理分	944	1,052	1,023	955	866
		合 計	10,121	10,491	10,085	9,910	9,582

(単位：kL/日)

区分		年度	R1	R2	R3	R4	R5
日 量	し尿量		4.8	4.5	4.5	4.1	3.9
	浄化槽汚泥量		22.9	24.3	23.2	23.0	22.3
		環境アクアプラント処理分	20.3	21.4	20.4	20.4	19.8
		自区域内処理分	2.6	2.9	2.8	2.6	2.4
		合 計	27.7	28.8	27.7	27.1	26.2

(3) 排出原単位（1人1日平均排出量）

排水原単位は、し尿量または浄化槽汚泥量を生活排水処理形態別人口で除して求めた。

(単位：L/人・日)

区分	R1	R2	R3	R4	R5	平均
し尿	0.80	0.77	0.78	0.73	0.71	0.76
汚泥	0.76	0.82	0.79	0.79	0.77	0.79
うち浄化槽	0.76	0.81	0.79	0.79	0.78	0.79
うち農業集落排水	0.79	0.88	0.85	0.78	0.71	0.80

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

(1) 収集運搬形態

本市のし尿の収集運搬については、山武郡市広域行政組合が委託する2業者が実施している。また、浄化槽汚泥の収集運搬については、山武郡市広域行政組合が許可する6業者が浄化槽清

掃業と併せて実施している。処理については、山武郡市広域行政組合のし尿処理施設で実施している。

なお、農業集落排水の処理場から発生する浄化槽汚泥については、収集運搬を山武郡市広域行政組合が許可する6業者のうちから1社に、本市が入札により委託し、東金市浄化センターで処理している。

(2) し尿収集加入件数

汚水処理人口普及率の向上に伴い、し尿収集加入件数は年々減少している。

(単位：件)

区分	R1	R2	R3	R4	R5
一般住宅等	1,287	1,246	1,210	1,184	1,154
仮設トイレ	141	157	172	181	196

3 生活排水処理形態別の取組目標と人口及び処理量等の予測

基本方針に掲げた理念・目標を達成するために、生活排水処理形態別に次のとおりの取り組みを実施するものとする。なお、トレンド法を用いた各区域の人口の見込みに、これらの取り組みによる影響値を勘案した予測値は下表のとおりである。

(1) 公共下水道

東金市汚水適正処理構想（短期的な整備・運営管理計画（アクションプラン））において、令和6年度までに砂郷地区を整備することとしている。残りの田間第2地区及び台方地区については、令和31年度までに整備を計画している。

また、供用開始区域内において未接続の家庭については、接続に関する普及啓発を行い、接続率の向上に努める。

項目	R5（実績）	R11（中間）	R16（最終）
全体計画区域	955.7ha	955.7ha	955.7ha
全体計画区域内人口	27,280人	27,280人	27,280人
既整備区域	873.6ha	873.6ha	883.2ha
供用開始区域	806.8ha	806.8ha	816.4ha
供用開始区域内人口	23,974人	24,024人	24,540人
計画区域内の汚水処理人口普及率	87.8%	88.1%	90.0%
接続人口	22,198人	22,655人	23,491人
水洗化（接続）率	92.6%	94.3%	95.7%

(2) 農業集落排水

4地区のうち、福岡地区を除く3地区においては、今後、公共下水道に接続することで、それぞれの処理施設を廃止し、東金市浄化センターにおいて汚水処理を行う計画である。

また、供用開始区域内において未接続の家庭については、接続に関する普及啓発を行い、接続率の向上に努める。

項目	R5 (実績)	R11 (中間)	R16 (最終)
既整備区域	234ha	234ha	234ha
既整備区域内人口	3,950 人	3,823 人	3,717 人
区域内の汚水処理人口普及率	100%	100%	100%
接続人口	3,360 人	3,384 人	3,397 人
水洗化（接続）率	85.1%	88.5%	91.4%

(3) 合併処理浄化槽

浄化槽設置整備事業補助金を活用して、合併処理浄化槽の普及を図っているが、本市には依然として多くの単独処理浄化槽及びくみ取り便所が残っており、これらの家庭が台所や風呂等から排出する生活雑排水を、未処理のまま公共用水域に放流していることが、水質汚濁の主要な原因となっている。

また、単独処理浄化槽が設置禁止となってから既に20年以上が経過し、老朽化や破損による処理機能不全も懸念されており、放置すれば深刻な水質汚濁が懸念される。

本市が採用している汚水処理3事業のうち、浄化槽については整備が著しく遅れている状況であり、今後も浄化槽設置整備事業補助金の活用などにより、単独処理浄化槽及びくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換を促進し、汚水処理施設の早期概成を図る。

なお、浄化槽が既定の処理機能を発揮するためには、適正な維持管理が重要であることから、合併処理浄化槽維持管理費補助金の活用などにより、適正な維持管理の推進及び法定検査の受検率の向上を図る。

項目	R5 (実績)	R11 (中間)	R16 (最終)
浄化槽処理促進区域人口	25,348 人	24,069 人	23,003 人
整備人口	14,270 人	16,545 人	18,581 人
設置基数	6,304 基	7,359 基	8,259 基
うち補助事業による転換	—	500 基	1,000 基
区域内の汚水処理人口普及率	56.3%	68.7%	80.8%
11条検査受検率	13.0%	18.0%	23.3%

(単位：人)

区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
計画処理区域内人口	56,578	56,344	56,109	55,875	55,641	55,406	55,172	54,937	54,703	54,469	54,234	54,000
公共下水道計画区域	27,280	27,280	27,280	27,280	27,280	27,280	27,280	27,280	27,280	27,280	27,280	27,280
うち供用開始区域	23,974	24,024	24,024	24,024	24,024	24,024	24,024	24,024	24,540	24,540	24,540	24,540
供用開始区域外の合併処理浄化槽	1,318	1,310	1,303	1,295	1,288	1,281	1,273	1,265	967	959	953	945
農業集落排水供用開始区域	3,950	3,929	3,908	3,887	3,865	3,844	3,823	3,802	3,781	3,760	3,738	3,717
浄化槽処理促進区域	25,348	25,135	24,921	24,708	24,496	24,282	24,069	23,855	23,642	23,429	23,216	23,003
うち合併処理浄化槽	14,270	14,508	14,915	15,323	15,730	16,137	16,545	16,953	17,360	17,768	18,174	18,581
汚水処理人口普及率(単位：%)	76.91	77.69	78.68	79.69	80.71	81.73	82.77	83.81	85.27	86.34	87.41	88.49

(単位：人)

区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
計画処理区域内人口	56,578	56,344	56,109	55,875	55,641	55,406	55,172	54,937	54,703	54,469	54,234	54,000
水洗化・生活排水処理人口	42,345	42,647	43,074	43,500	43,927	44,353	44,778	45,204	45,827	46,254	46,680	47,106
公共下水道	22,198	22,312	22,381	22,449	22,518	22,586	22,655	22,723	23,281	23,351	23,421	23,491
農業集落排水	3,360	3,364	3,369	3,373	3,377	3,380	3,384	3,387	3,390	3,392	3,395	3,397
合併処理浄化槽	16,787	16,971	17,325	17,678	18,032	18,386	18,740	19,094	19,157	19,511	19,864	20,218
公共・農集区域内	2,517	2,463	2,410	2,356	2,302	2,249	2,195	2,141	1,797	1,743	1,690	1,636
浄化槽処理促進区域内	14,270	14,507	14,915	15,322	15,730	16,137	16,545	16,952	17,359	17,767	18,174	18,582
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	8,694	8,319	7,875	7,431	6,987	6,543	6,100	5,656	5,094	4,651	4,206	3,763
非水洗化人口(くみ取り便所)	5,539	5,378	5,160	4,944	4,727	4,510	4,294	4,077	3,782	3,564	3,348	3,131
生活排水処理率(単位：%)	74.84	75.69	76.77	77.85	78.95	80.05	81.16	82.28	83.77	84.92	86.07	87.23

(単位：%)

区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
公共下水道接続率	92.59	92.88	93.16	93.45	93.73	94.02	94.30	94.59	94.87	95.16	95.44	95.73
農業集落排水接続率	85.06	85.63	86.21	86.78	87.36	87.93	88.51	89.08	89.66	90.23	90.81	91.38

(単位：%)

区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
11条検査受検率	12.9	13.0	13.5	14.2	15.1	16.1	17.0	18.0	18.9	20.3	21.3	22.3	23.3

区分		平均	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
排出原単位	し尿 (L/人・日)	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76
	浄化槽汚泥 (L/人・日)	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79
	アクアプラント分	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79
	自区域内処理分	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80

区分		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
日平均処理量	し尿 (kL/日)	3.9	4.1	3.9	3.8	3.6	3.4	3.3	3.1	2.9	2.7	2.5	2.4
	浄化槽汚泥 (kL/日)	22.3	22.7	22.7	22.5	22.5	22.4	22.3	22.3	21.9	21.8	21.7	21.6
	アクアプラント分	19.8	20.0	20.0	19.8	19.8	19.7	19.6	19.6	19.2	19.1	19.0	18.9
	自区域内処理分	2.5	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
	合計 (kL/日)	26.2	26.8	26.6	26.3	26.1	25.8	25.6	25.4	24.8	24.5	24.2	24.0
年間処理量 (kL/年)		9,582	9,782	9,709	9,600	9,553	9,417	9,344	9,271	9,077	8,943	8,833	8,760

4 生活排水処理の目標値

本計画期間における中間目標値及び最終目標値は次のとおりとする。

(1) 生活排水の処理目標

(単位：%)

区分	年度	R5 (実績)	R11 (中間)	R16 (最終)
市内全域における汚水処理人口普及率		76.91	82.77	88.49
整備施設の 内訳	公共下水道	42.38	43.54	45.45
	農業集落排水	6.98	6.93	6.88
	合併処理浄化槽	27.55	32.30	36.16
生活排水処理率		74.84	81.16	87.23
処理施設の 内訳	公共下水道	39.23	41.06	43.50
	農業集落排水	5.94	6.13	6.29
	合併処理浄化槽	29.67	33.97	37.44

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び最終処分については、山武郡市広域行政組合が生活排水処理基本計画を策定しており、これによるものとする。

5 広報及び啓発活動

生活排水処理対策の必要性、浄化槽の適正な維持管理の重要性等について、広報等による啓発活動を定期的 to 実施し、住民への周知及び意識向上を図る。

特に、浄化槽の適正な維持管理を推進するとともに、現状を的確に把握するために、適切な浄化槽台帳の整備を図るとともに、合併処理浄化槽維持管理費補助金を活用して、浄化槽法第11条の法定検査の受検率の向上を図る。

東金市生活排水処理基本計画

発行日 ● 令和6年10月
発行 ● 千葉県東金市
編集 ● 東金市都市建設部下水対策課

TEL : 0475(50)1160

FAX : 0475(52)0204

E-mail : gesui@city.togane.lg.jp

URL : <https://www.city.togane.chiba.jp/>
